

(卒業の認定方針)

学生便覧学則抜粋

1. 学生が身につけるべき資質・能力の目標 (学則に規定)

第1条 本校は、あん摩・マッサージ・指圧及びはり・きゅう並びに柔道整復等の必要な専門的知識及び技術を深く授け、国民の健康福祉に寄与できる有為な医療人の育成を目的とする。

2. 卒業認定、学位授与について

(授業科目の学修修了の認定)

第26条 授業科目の学修修了の認定は、出席の勤怠、学科試験の成績及び平常の成績を評価してこれを行う。

(学年の課程修了の認定)

第27条 当該学年の課程の修了は、前条の手続きを経て、学年末に認定する。

(留年)

第28条 当該学年における所定の課程を修了することができなかった者について、原学年に留め置くことがある。

(卒業及び称号の授与)

第29条 本校に所定の期間在学し、所定の課程を修了した者については、校長は卒業証書を授与する。

2 前項により鍼灸指圧科、鍼灸科第一部、鍼灸科第二部、柔道整復科及び柔道整復科第二部の学科を修了した者は、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。